

1. 開会日時・場所

日時 令和6年3月25日(月) 午後2時00分
場所 三原リージョンプラザ南館2階 第2研修室

2. 委員の出席状況

出席委員 農業委員19名 議席番号・氏名 次のとおり

1番	新庄 實雄	2番	花山 哲男	3番	久留本 忠美
4番	林 壽彦	5番	竹廣 愛	6番	信藤 延夫
7番	平木 時治	8番	武郷 勝巳	9番	—
10番	山本 明雄	11番	山口 郁恵	12番	阪井 瑞枝
13番	田坂 友彦	14番	郷谷 幸男	15番	山口 龍子
16番	河村 博	17番	佐々木 豊彦	18番	井長 哲
19番	兼光 一美				

欠席委員

9番 生駒 健人

3. 議事録署名人

1番 新庄 實雄 19番 兼光 一美

4. 議事説明員・職・氏名

事務局長 岡 泰彦 係長 山崎 雅樹 主任 茂見 鉄平 主任 長里 奉慶
農林水産課 専門員 松本 豊彦 主事 原田 愛理

5. 審議事項

第14号議案	農地法第3条の規定による許可申請について
第15号議案	農地法第4条の規定による許可申請について
第16号議案	農地法転用許可後の事業計画変更承認申請について
第17号議案	農地法第5条の規定による許可申請について
第18号議案	非農地証明申請について
第19号議案	農用地利用集積計画について
第20号議案	農用地利用集積計画について

6. 報告協議事項

1. 農地法関係諸証明事務等について
2. その他

7. 議事の内容

開会 午後2時00分

—議長開会挨拶—

議長 本日の出席委員は19名中、18名で定足数に達しておりますので、第3回総会は成立しております。なお、9番 生駒委員から欠席する旨、通告がありましたので報告いたします。会議規則第16条の規定により、議長において議事録署名者に、1番 新庄委員、19番 兼光委員を指名します。

議長 それでは、申請に基づく議題に入ります。
議事日程は、日程第1を第14号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとしますが、先ほど、事務局から提案のありましたように、日程第6第19号議案から日程第7第20号議案を先に審議します。
議案書をご覧ください。

議長 日程第6 第19号議案を上程します。
「農用地利用集積計画」の決定について、三原市長からの依頼です。

第 19 号議案に係る、資料 19 の第 1 番から第 1334 番について審議します。

本議案は、「農業委員会等に関する法律」第 31 条第 1 項の「議事参与の制限」の規定により 4 回に分けて審議しますが、最初に全体計画の説明を受けた後、個別の案件について審議します。担当者の説明を求めます。

事務局

それでは議案書 11 ページをご覧ください。

第 19 号議案 農用地利用集積計画について説明いたします。

この農用地利用集積計画の決定は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律付則第 5 条の規定に基づき、三原市長からの令和 6 年 3 月 1 日付け文書番号第 2277 号によって決定を求めるものです。

今回利用権設定を計画する農用地は、議案書 11 ページの中段に記載の「地域別面積集計表」に記載しております。

三原地域から、件数 186 件、筆数 393 筆、面積 641,580.02 m²、本郷地域から、件数 47 件、筆数 105 筆、面積 146,392 m²、久井地域から、件数 36 件、筆数 100 筆、面積 144,606 m²、大和地域から、件数 216 件、筆数 736 筆、面積 1,110,362.30 m²、合計で 485 件、1,334 筆、面積 2,042,940.32 m²の農用地利用集積計画が提出されています。

利用権を設定する農用地については、資料 19 の 2 ページから 65 ページに記載しており、利用権の開始予定日は、すべて令和 6 年 4 月 1 日です。

全体説明は以上です。

議長

これからは、個別に審議します。

はじめに、資料 19 の借手が農事組合法人 ○○及び株式会社 ○○の案件を審議しますので、○○番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議長

担当者の説明を求めます。

事務局

それでは、資料 19 の借手が農事組合法人 ○○及び株式会社 ○○の案件について説明します。

三原地域から件数 115 件、筆数 256 筆、面積 488,197 m²、本郷地域から件数 8 件、筆数 11 筆、面積 27,274 m²、農地の受け手は農事組合法人 ○○及び株式会社 ○○です。

以上で説明は終わります。

議長

担当者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議長

質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

ただ今審議しました本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認決定されました。

○○番委員は、入室してください。

・・・委員入室・・・

議長

続いて、資料 19 の借手が農事組合法人 ○○の案件を審議しますので、○○番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議長

担当者の説明を求めます。

事務局

それでは、資料 19 の借手が農事組合法人 ○○の案件について説明します

三原地域から件数 1 件、筆数 4 筆、面積 1,774 m² 農地の受け手は農事組合法人 ○○です。

以上で説明は終わります。

議長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
ただ今審議しました本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認決定されました。
○○番委員は、入室してください。

・・・委員入室・・・

議長 続いて、資料 19 の借手が株式会社 ○○の案件を審議しますので、○○番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議長 担当者の説明を求めます。

事務局 それでは、資料 19 の借手が株式会社 ○○の案件について説明します。
久井地域から、件数 1 件、筆数 2 筆、面積 691 m²です。農地の受け手は株式会社 ○○です。以上で説明は終わります。

議長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
ただ今審議しました本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認決定されました。
○○番委員は、入室してください。

・・・委員入室・・・

議長 続いて、先ほど審議した「議事参与の制限」の案件を除く、第 1 番から第 1334 番を審議します。
担当者の説明を求めます。

事務局 それでは、先ほど審議した「議事参与の制限」の案件を除く、第 1 番から第 1334 番について説明します。

三原地域から件数 70 件、筆数 133 筆、面積 151,609.02 m²、本郷地域から件数 39 件、筆数 94 筆、面積 119,118 m²、久井地域から件数 35 件、筆数 98 筆、面積 143,915 m²、大和地域から件数 216 件、筆数 736 筆、面積 1,110,362.30 m²、農地の受け手は農用地利用集積事業計画のとおりです。

以上で説明は終わります。

議 長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。

10 番 資料 19 の第 356 件について、貸手と借手が同一人物です。これは標記の間違いではないでしょうか。

事務局 すみません、間違えて標記していますので、資料の訂正をお願いします。第 359 件及び第 360 件と同一案件で、借手は〇〇です。

議 長 その他に質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
ただ今審議しました本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、第 19 号議案について、第 1 番から第 1334 番は、全て原案のとおり承認決定されました。

議 長 次に、日程第 7 第 20 号議案を上程します。
「農用地利用集積計画」の決定について、三原市長からの依頼です。
第 20 号議案に係る、資料 20 の第 1 番から第 205 番について審議します。
本議案は、「農業委員会等に関する法律」第 31 条第 1 項の「議事参与の制限」の規定により 3 回に分けて審議しますが、最初に全体計画の説明を受けた後、個別の案件について審議します。

議 長 担当者の説明を求めます。

事務局 それでは議案書 12 ページをご覧ください。第 20 号議案農用地利用集積計画について説明します。
この農用地利用集積計画につきましては、農地中間管理機構を活用して利用権設定するもので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定により決定を求めます。
今回、農地中間管理機構を通して利用権設定を計画する農用地は議案書の中段に記載の「地域別面積集計」に記載しております。
久井地域から件数 69 件、筆数 195 筆、面積 361,158 m²、大和地域から件数 4 件、筆数 10 筆、面積 15,743 m²が提出されています。
なお、利用権を設定する農用地については、資料 20 の 2 ページに記載しています。
今回の利用権設定については、申請者からの申し出に基づくものです。
以上で全体説明を終わります。

議 長 これからは、個別に審議します。
はじめに、資料 20 の借手が株式会社 〇〇の案件を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議 長 担当者の説明を求めます。

事務局 それでは、資料 20 の借手が株式会社 〇〇の案件について説明いたします。
第 105 番から第 111 番、第 120 番から第 149 番、第 16 番から 170 番、第 181 番から 198 番については、久井地域から件数 22 件、筆数 65 筆、面積 107,475 m²を株式会社 〇〇が受けるものです。
以上で説明を終わります。

議 長 担当者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
ただ今審議しました本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認決定されました。
〇〇番委員は、入室してください。

・・・委員入室・・・

議長 続いて、資料 20 の借手が農事組合法人 〇〇の案件を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議長 担当者の説明を求めます。

事務局 それでは、資料 20 の借手が農事組合法人 〇〇の案件について説明いたします。
第 205 番については、大和地域から件数 1 件、筆数 1 筆、面積 744 m²を、農事組合法人 〇〇が受けるものです。
以上で説明を終わります。

議長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
ただ今審議しました本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員（挙手多数）であります。
よって、本案は原案のとおり承認決定されました。
〇〇番委員は、入室してください。

・・・委員入室・・・

議長 続いて、先ほど審議した「議事参与の制限」の案件を除く、第 1 番から第 205 番を審議します。

議長 担当者の説明を求めます。

事務局 それでは、先ほど審議した「議事参与の制限」の案件を除く、第 1 番から第 205 番の案件について説明いたします。
久井地域から件数 47 件、筆数 130 筆、面積 253,683 m²、大和地域から件数 3 件、筆数 9 筆、面積 14,999 m²を、農地中間管理機構を通じて農地の受け手に貸し付けるものです。
以上で説明を終わります。

議長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

- 議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
ただ今審議しました本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって、第 20 号議案について、第 1 番から第 205 番は、全て原案のとおり承認決定されました。
- 議 長 ここで、農林水産課の職員は説明が終わりましたので、退席します。お疲れ様でした。
- 議 長 次に、日程第 1 第 14 号議案を上程します。
農地法第 3 条の規定による許可申請について、第 16 件から第 21 件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書 1 ページをご覧ください。
第 14 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について説明します。
第 16 件は、〇〇から沼田東町の〇〇が、沼田東町末光〇〇 地目：田 790 m²について、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。
第 17 件は、〇〇から広島市の〇〇が、鷺浦町向田野浦〇〇 外 6 筆 地目：畑 合計 4,661 m²を、住宅とともに譲り受け新規就農するものです。
第 18 件は、〇〇から本郷北 3 丁目の〇〇が、久井町山中野〇〇 地目：畑 合計 174 m²を、隣地を所有しており、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。
第 19 件は、〇〇から大和町の〇〇株式会社が、大和町平坂〇〇 外 1 筆 地目：畑 合計 15,251 m²について、事業所から近く、規模拡大のため譲り受けるものです。
第 20 件は、〇〇から大和町の〇〇が、大和町和木〇〇 外 2 筆 地目：田 合計 5,161 m²を、母親から生前贈与により農業経営を引き継ぐものです。
第 21 件は、〇〇から東広島市の〇〇が、大和町上草井〇〇 外 7 筆 地目：田 合計 19,433 m²を、農業経営を承継するため譲り受けるものです。
以上、申請案件は全て農地法第 3 条の許可要件を満たしています。
農地法第 3 条の規定による許可申請についての説明は以上です
- 議 長 事務局の説明が終わりました。
地元委員の調査報告は、現地確認書の提出をもってこれに変え、補足で意見のある委員は発言をしてください。
補足意見はありませんか。

・・・「意見なし」の声あり・・・
- 議 長 補足意見がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
農地法第 3 条の規定による許可申請、第 16 件から第 21 件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。
- 議 長 次に、日程第 2 第 15 号議案を上程します。
農地法第 4 条の規定による許可申請について、第 5 件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書 4 ページをお開きください。
第 15 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について説明します。
第 5 件は、〇〇が、須波西 2 丁目〇〇の一部 地目：畑 423 m²のうち 21.60 m²について、トレーラーハウスを置くための駐車場と浄化槽に転用するもので、内容は、キャンピングトレ

ーラーの駐車場1区画、浄化槽1基です。

農地区分は、第2種農地です。

許可基準は、「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で、「農地法第4条第6項第2号」の「申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

地元委員の調査報告は、現地確認書の提出をもってこれに変え、補足で意見のある委員は発言をしてください。

補足意見はありませんか。

・・・「意見なし」の声あり・・・

議 長

補足意見がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長

質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

農地法第4条の規定による許可申請、第5件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長

次に、日程第3 第16号議案を上程します。

農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、第3件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書5ページをお開きください。

第16号議案 転用許可後の事業計画変更承認申請について説明します。

第3件は、本郷町本郷〇〇及び本郷町本郷〇〇(東本通土地区画整理事業区域内・仮換地〇〇街区〇〇-〇〇)について、当初、株式会社〇〇が、建売住宅建設のため平成30年4月26日付で農地法第5条転用許可を受けましたが、この度、〇〇が当該地を購入し、住宅を建築することとなったところ、区画整理事業施行中により地目変更が行えないため、事業計画を変更するものです。

事業計画変更後の農地転用については、この後、第17号議案 農地法第5条の規定による許可申請第36件においてご審議いただきます。

転用許可後の事業計画変更承認申請についての説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議 長

質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、第3件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長

次に、農地法第5条の規定による許可申請について、第27件から第53件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書6ページをご覧ください。第17号議案 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

第27件は、〇〇から、〇〇が、沼田東町末光〇〇外2筆 地目:田3筆、合計146.86㎡について、賃借権の設定により、宅地に転用するもので、内容は、住宅1棟、ガレージ1棟です。

第28件から第34件は、譲受人が〇〇株式会社で、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用するものであるため、合わせて説明します。

第28件は、譲渡人 〇〇、沼田西町小原〇〇 地目:田 1,024㎡について、太陽光パネル172枚、4棟を設置するものです。

第29件は、譲渡人 〇〇、高坂町真良〇〇外1筆 地目:田2筆 合計733㎡について、太陽光パネル172枚、4棟を設置するものです。

第30件は、譲渡人 〇〇、幸崎渡瀬〇〇 地目:田 1,071㎡について、太陽光パネル172枚、8棟を設置するものです。

第31件は、譲渡人 〇〇、幸崎渡瀬〇〇 地目:田 1,230㎡について、太陽光パネル172枚、2棟を設置するものです。

第32件と第33件は、同一案件であるため、合わせて説明します。

第32件は、譲渡人 〇〇、幸崎渡瀬〇〇外1筆 地目:畑2筆 合計584㎡、

第33件は、譲渡人 〇〇、幸崎渡瀬〇〇 地目:畑 247㎡、併用地、宅地1筆 357.02㎡、総計4筆、1,188.02㎡に、太陽光パネル120枚、6棟、発電量49.5kW規模を設置するものです。

第34件は、譲渡人 〇〇、鷺浦町向田野浦〇〇 地目:畑 428㎡について、太陽光パネル80枚、4棟を設置するものです。

発電量は、第28件から第33件までは49.5kW規模で、第34件は44.0kW規模です。

第35件は、〇〇から、株式会社〇〇が、鷺浦町向田野浦〇〇 地目:畑 72㎡について、所有権の移転を受け、近隣の太陽光発電施設のメンテナンス用駐車場に転用するもので、内容は、駐車場1区画です。

第36件は、先ほど第16号議案において事業計画の変更をご審議いただいた件です。

株式会社〇〇から、〇〇が、本郷町本郷〇〇外1筆 地目:田2筆 合計247㎡(東本通土地区画整理事業:仮換地〇〇街区〇〇-〇〇 167.39㎡)について、所有権の移転を受け、宅地に転用するもので、内容は、住宅1棟、駐車場2区画です。

第37件から第38件は、譲受人が〇〇株式会社で、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用する同一案件であるため、合わせて説明します。

第37件は、譲渡人 〇〇、本郷北1丁目〇〇 地目:田 834㎡、

第38件は、譲渡人 〇〇、本郷北1丁目〇〇 地目:田 339㎡、合計2筆、1,173㎡に、太陽光パネル172枚、5棟、発電量49.5kW規模を設置するものです。

第39件は、〇〇から、〇〇株式会社が、本郷北1丁目〇〇 地目:田 1,206㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用するもので、内容は、太陽光パネル172枚、5棟、発電量49.5kW規模です。

第40件は、〇〇及び〇〇から、〇〇が、本郷北4丁目〇〇 地目:畑 208㎡について、所有権の移転を受け、住宅建築のため宅地造成を行うものです。

第41件は、〇〇から、株式会社〇〇が、本郷町船木〇〇 地目:田 849㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用するもので、内容は、太陽光パネル140枚、5棟、発電量49.5kW規模です。

第42件は、〇〇から、株式会社〇〇が、本郷町船木〇〇 地目:田 1,484㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用するもので、内容は、太陽光パネル180枚、12棟、発電量49.5kW規模です。

第43件から第47件は、譲受人が〇〇株式会社で、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用するものであるため、合わせて説明します。

第43件は、譲渡人 〇〇、本郷町船木〇〇外1筆 地目:畑2筆 合計576㎡について、太陽光パネル90枚、4棟を設置するものです。

第44件は、譲渡人 〇〇、本郷町船木〇〇外2筆 地目:畑3筆 合計343㎡、併用地、宅地1筆、234.04㎡、原野1筆、88㎡、総計5筆、665.04㎡について、太陽光パネル90枚、4棟を設置するものです。

第45件は、譲渡人 〇〇、本郷町上北方〇〇 地目:田 416㎡について、太陽光パネル96枚、4棟を設置するものです。

第46件は、譲渡人 〇〇、本郷町上北方〇〇 地目:田 854㎡について、太陽光パネル172枚、6棟を設置するものです。

第47件は、譲渡人 〇〇、本郷町南方〇〇 地目:田 928㎡について、太陽光パネル172枚、5棟を設置するものです。発電量はすべて49.5kW規模です。

第48件は、〇〇から、株式会社〇〇が、本郷町南方〇〇 地目:田 1,613㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用するもので、内容は、太陽光パネル176枚、6棟、発電量49.5kW規模です。

第49件から第53件は、譲受人が〇〇株式会社で、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用するものであるため、合わせて説明します。

第49件は、譲渡人 〇〇、本郷町南方〇〇 地目:田 610㎡について、太陽光パネル90枚、3棟を設置するものです。

第50件は、譲渡人 〇〇及び〇〇、本郷町南方〇〇 地目:田 861㎡について、太陽光パネル112枚、5棟を設置するものです。

第51件は、譲渡人 〇〇、本郷町南方〇〇外1筆 地目:田2筆 合計1,482㎡について、太陽光パネル172枚、5棟を設置するものです。

第52件は、譲渡人 〇〇、本郷町南方〇〇外3筆 地目:田4筆 合計951㎡について、太陽光パネル159枚、8棟を設置するものです。

第53件は、譲渡人 〇〇、久井町下津〇〇 地目:田 556㎡について、太陽光パネル128枚、6棟を設置するものです。発電量はすべて49.5kW規模です。

最後に、各件の農地区分と許可基準についてお示しいたします。

農地区分については、第36件及び第40件が第3種農地で、その他の案件は全て第2種農地です。

許可基準についてですが、第36件及び第40件は、農地法第5条第2項第1号ロ(1)「市街地の区域又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地は許可する」に該当します。その他の案件は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地法第5条第2項第2号「申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

なお、農振区分が農振農用となっている案件は、いずれも前々回第1回定例総会で「農振農用地区域からの除外は妥当」と可決されており、令和6年3月中に除外見込みです。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

地元委員の調査報告は、現地確認書の提出をもってこれに変え、補足で意見のある委員は発言をしてください。

補足意見はありませんか。

・・・「意見なし」の声あり・・・

議長

補足意見がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議長

質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

農地法第5条の規定による許可申請、第27件から第53件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議長

次に、日程第5 第18号議案を上程します。

非農地証明申請について、第7件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書10ページをご覧ください。第18号議案 非農地証明申請について説明します。

第7件、〇〇から、大和町上徳良〇〇 地目:畑 138㎡について、昭和59年に事務所を建築して以降宅地として利用しています。

申請地の農地区分は第2種農地で、「人為的な潰廃であるが、転用の事実行為から20年以上が経過しており、農地転用行政上も支障がないと認められること」に該当します。

非農地証明申請についての説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

地元委員の調査報告は、現地確認書の提出をもってこれに変え、補足で意見のある委員は発言をしてください。

補足意見はありませんか。

・・・「意見なし」の声あり・・・

議長 補足意見がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
非農地証明申請、第7件の本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認決定することに決しました。

議長 以上、「審議事項」を終了し、続いて「報告協議事項」に入ります。
事務局の説明を求めます。

事務局 1 農地法関係諸証明事務等について
○農地法第3条の3第1項(権利取得の届出) 9件
○農地法第5条の規定による農地転用届出受理 2件
○農業用施設(2アール未満)の届出受理 1件
○登記官等からの農地の転用事実等に関する照会 2件

2 その他
○今後の日程
令和6年第4回定例総会 4月25日(木)14時

議長 その他、何かありませんか。
無いようなので、これをもちまして総会を終了します。
ご苦労さまでした。

閉会 午後3時02分

令和6年4月25日

議長(会長)

議事録署名者

同 上